

# 総合評価方式

## Q & A vol.2

勘違いすると  
もったいない！

### ～自己採点、よくある間違い3選～

さいたま市の総合評価方式では、特別簡易型において自己採点方式を採用しています。実際に提出された自己採点の結果から、特に間違いの多いケースを3つ紹介します。

**Q 1. 「配置予定技術者等」に関する評価項目については、現場代理人が条件を満たしていれば加点できますか？**

**A 1.** 配置予定技術者等にある4つの項目のうち、現場代理人が対象となる項目は「若手技術者の配置」だけです。他の3項目については主任技術者（または監理技術者）だけが対象です。

	保有資格	工事成績評定	継続教育（CPD）の取り組み	若手技術者の配置
主任（監理）技術者	○	○	○	○
現場代理人	×	×	×	○

○：対象 ×：対象外



配置予定技術者と現場代理人が異なる場合、現場代理人の保有資格や工事成績評定、CPDの状況は評価対象外です！

総合評価方式については、さいたま市ホームページでご確認いただけます。



さいたま市 総合評価方式



さいたま市財政局  
契約管理部契約課  
令和3年11月

**Q 2. 今年度、総合評価方式ではなかったが、すでにさいたま市発注の工事を1件受注しているため、「手持ち工事」を1点減点しなくてははいけませんか？**

**A 2. ここで言う「手持ち工事」とは、当該年度における総合評価方式を適用した、さいたま市発注の同業種の工事を指します。**

よって、総合評価方式を適用しなかった工事を受注していても、減点する必要はありません。

また、総合評価を適用した工事であっても、公告日時時点で契約していないものは対象外となります。

**Q 3. 配置予定技術者の工事成績評定について、対象期間内で1度しか工事成績評定を受けていないため、平均点が出せないことから、0点になりますか？**

**A 3. 対象期間内に1度でも、さいたま市発注工事（総合評価方式でなくてもOK）による成績評定を受けていれば対象となり、1度であれば当該評定がそのまま平均点となります。**

なお、対象期間とは、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日のうち、公告日以前の最も近い日を基準日として、基準日から2年3か月前～3か月前の2年間を指します。

公告日	基準日
4月1日～6月30日	4月1日
7月1日～9月30日	7月1日
10月1日から12月31日	10月1日
1月1日～3月31日	1月1日

自己採点で事実よりも低い点数を付けると、あとから修正できないので注意！

